

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="507 562 1056 625">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1047 989 1344 1339">平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定</p> <p data-bbox="575 1814 979 1866">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1733 562 2282 625">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2273 989 2570 1306">平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定</p> <p data-bbox="1801 1814 2205 1866">山梨県県土整備部</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第106条 業務の実施</b></p> <p>測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。</p> <p><b>第113条 業務計画書</b></p> <p>1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務概要</li> <li>(2) 実施方針</li> <li>(3) 業務工程</li> <li>(4) 業務組織計画</li> <li>(5) 打合せ計画</li> <li>(6) 成果物の内容、部数</li> <li>(7) 使用する主な図書及び基準</li> <li>(8) 連絡体制（緊急時含む）</li> <li>(9) 使用する主な機器</li> <li>(10) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施方針又は(10)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</li> </ul> </li> </ol> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</p>	<p><b>第106条 業務の実施</b></p> <p>測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。</p> <p><b>第113条 業務計画書</b></p> <p>1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務概要</li> <li>(2) 実施方針</li> <li>(3) 業務工程</li> <li>(4) 業務組織計画</li> <li>(5) 打合せ計画</li> <li>(6) 成果物の内容、部数</li> <li>(7) 使用する主な図書及び基準</li> <li>(8) 連絡体制（緊急時含む）</li> <li>(9) 使用する主な機器</li> <li>(10) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施方針又は(10)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</li> </ul> </li> </ol> <p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。</p>	